

令和8年度スマートシティさいたまモデル推進事業費補助金 募集要項

1 公募の目的

本要項は、令和8年度スマートシティさいたまモデル推進事業費補助金について、募集の要件等を示すものです。

本市域において、デジタル技術等の先進的な知見を活用した民間事業者等による住民向けサービスの実証及び実装に対して補助金を交付するにあたり、補助事業を選定するため、公募を実施します。

2 交付申請窓口

令和8年6月15日(月)から令和8年6月25日(木)までに、以下の窓口へ、電子メールにより補助金交付申請書及び関係書類一式を提出してください。

※電子メール送信後、到達確認の電話をお願いします。

【申請窓口】

さいたま市 都市戦略本部 未来都市推進部 未来都市共創担当

電話 048-829-1457

Mail mirai-toshi-suishin@city.saitama.lg.jp

<交付申請時提出書類>

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業実施計画書
- ・収入支出予算書
- ・予算に関する見積書、工数積算書類等
- ・交付申請に関する誓約書
- ・法人登記事項証明書（登記簿謄本）の写し（発行から1年以内かつ最新事項のもの）

<任意提出書類>

- ・審査委員会用説明資料（パワーポイント5枚以内。任意書式。）

※本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日」を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

3 交付申請資格等

4の補助対象事業を実施する法人等の団体（研究機関や自治会等を含む。）からの申請を受け付けますが、以下の法人等には、申請資格を認めません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団。
- (2) 補助対象事業者の役員の中に、法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者がある者。
- (3) 特定の政党活動又は宗教活動を目的とする活動を行う者。
- (4) 納付すべき国税及び地方税を滞納している者。

4 補助対象事業

補助金を交付する補助対象事業は、以下の(1)～(4)を全て満たし、補助対象事業者が実施する実証事業、又は実装事業を対象とします。

- (1) 美園地区等を主な事業エリアとし、本市内で実施する事業であること。
- (2) 地域の課題を分析し、その解決や住民の生活の質の向上に資する民間サービスを提供する事業であること。
- (3) デジタル技術等を用いた、先進性・革新性のある事業であること。
- (4) 補助対象事業完了後における事業の継続について、事業計画が具体的かつ実現可能な事業であること。

ただし、以下のア～ウに掲げる事業は、補助対象事業としません。

ア さいたま市広告掲載基準（平成18年7月13日制定）第3条に定める規制業種を内容に含む事業。

イ 実施の全部を第三者に委託する事業。

ウ 国、地方公共団体その他公共団体又はこれらに準じるものが、委託又は補助を行っている事業。

5 補助対象事業数及び補助金の額等

補助金を交付する補助対象事業の数は、3事業程度とし、補助対象経費と認められる費用の一部を補助します。

補助率は、補助対象経費の総額の2分の1とし、300万円を上限とします。

(1,000円未満切り捨て)

原則として、補助金交付決定の日から令和9年2月28日(日)までの事業の実施に要する経費を、補助の対象とします。

6 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費(補助対象経費)は、次の表に定める経費であって、4の補助対象事業の実施に必要不可欠である経費とします。

ただし、以下に掲げる経費を除くものとします。

- (1) 本申請内容と関わりのない経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しい経費。
- (2) 交際費、慶弔費、飲食費、慰労を目的とした旅費、懇親会費等。
- (3) 領収書のない用途不明の経費。
- (4) 補助金の交付決定を受ける前に契約、取得又は支払が行われた経費。
- (5) その他市長が適当でないと認める経費。

| 経費区分 | 内容 |
|--------|---|
| 人件費 | 補助対象事業に直接従事する者の人件費 (時間単価に従事時間を乗じて得た額とし、補助対象経費の1割を上限とする。) |
| 旅費 | 補助対象事業を行うために必要な出張に係る交通費 |
| 消耗品費 | 補助対象事業を行うために必要な物品であって、備品費に属さないものの購入に要する経費(ただし、補助対象事業のために使用されることが確認できるものに限る。) |
| 備品費 | 補助対象事業を行うために必要な物品であって、単価5万円以上のものの購入又は製造に必要な経費 |
| 印刷製本費 | 補助対象事業で使用するチラシ、ポスター、冊子等の印刷製本に要する経費 |
| 賃借料 | 補助対象事業を行うために必要な器具等のリース・レンタル又は会議室等の借用に要する経費 |
| 謝金 | 補助対象事業を行うために必要な謝金(イベント等の講演者等、原稿執筆者、実証協力者等への謝金。) |
| 委託費 | 補助対象事業者が直接実施できないもの又は直接実施することが適当でないものについて、他の事業者へ委託・外注するために必要な経費(ただし、他の経費区分に含まれるものを除く。) |
| その他諸経費 | 補助対象事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの(ただし、補助対象事業での必要性が確認できるものに限る。) |

備考

- 1 人件費の項中、「時間単価」は、原則として以下により算出するものとする。
 - (1) 正職員にあつては、年間総支給額(基本給に諸手当(賞与及び時間外勤務手当を除く。))を加えた額をいう。)を、年間所定営業日数・営業時間で除した額。
 - (2) 臨時雇用職員にあつては、当該職員との雇用契約における時間給に、通勤手当の日額相当額を加えた額。
- 2 人件費の項中、「従事時間」は、補助対象事業に実際に従事した時間とする。
- 3 支払にクレジットカードを使用しポイントが付与された場合又は支払いを現金で行いポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払をした経費は、補助対象経費として認めない。ただし、付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その換算分を減額した残額を補助対象経費として取り扱うことができる。
- 4 補助対象経費には、消費税等相当額を含めないものとする。

7 補助金交付決定に係る審査

- (1) 補助金交付申請書類及び、本市が設置する審査委員会における補助金交付申請者からのプレゼンテーション（1件につき10分程度）の双方の内容で審査を行います。プレゼンテーションにおいては、終了後に別途、質疑応答の時間を10分設けます。
- (2) 補助金交付申請書類において、前記3の交付申請資格等を満たさないこと又は、前記4の補助対象事業に該当しないことが明らかなきは、プレゼンテーション審査を行うことなく、補助金の不交付を決定します。
- (3) 多数の補助金交付申請があった場合には、審査委員会において、補助金交付申請書類による書類選考をおこない、プレゼンテーション審査対象を5件程度に絞り込む場合があります。
- (4) プレゼンテーションにあたって、申請時に提出された資料以外の追加提出や、他の資料や物品を用いたプレゼンテーションは認めません。
- (5) プレゼンテーション審査への出席者は3名以内とします。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合
 - ・プレゼンテーションに参加しなかった場合

8 審査に係る評価項目等

次表の項目及び配点で審査を行うものとし、各審査委員の採点結果を合計した点数を獲得点数として、獲得点数が高いものを選定します。


なお、獲得点数が満点の6割に満たない場合や、評価項目中「先進性・革新性」について、全審査委員がe評価（評価しない・記載がない）を付けたものについては申請件数等の如何に関わらず、補助金を交付しません。

※獲得点数が同点の場合で、予算の都合により、その全てを補助対象事業として選定できないときは、各委員の採点における最高点数がより高いものを選定します。さらに、各委員の採点における最高点数も同点である場合は、くじ引きによるものとします。

| 評価項目 | | 配点 (1人当たり) | 評価 | |
|-------------------|---|---------------|---|-------------------|
| 公共性・ 公益性 | 事業実施エリアのまちづくりの方向性や社会の課題を踏まえた事業提案であるか。 | 10点 | a：非常に優れている b：優れている c：標準的である d：劣っている e：評価しない ・記載がない | |
| | 住民の生活の質の向上が見込める魅力ある事業提案であるか。 | 15点 | | |
| 先進性・ 革新性 | 先進的な技術や手法を活用した革新性のある事業提案であるか。 | 15点 | | |
| 実現可能 性・妥当 性 | 実施体制、手段及びスケジュールが具体的な事業提案であるか。 | 10点 | | |
| | 利用者の募集方法、実証結果の効果測定の方法が妥当であり、実現可能と認められる事業提案であるか。 | 15点 | | |
| 継続性・ 発展性 | 事業計画や資金計画から、補助事業完了後の継続や発展(市全域や全国的に展開)が見込まれる事業提案であるか(補助事業完了後、行政の委託に依らず、民間サービスとして自走可能なビジネスモデルを見込んでいるか)。 | 15点 | | |
| | サービスの改善や拡大を行うため、実証結果の客観的な評価指標、効果的な評価測定方法が設定されている事業提案であるか。 | 10点 | | |
| | 市内の他のステークホルダーと連携するなど、地域に根付くサービスとして継続や発展が見込まれる事業提案であるか。 | 5点 | | |
| 地域性 | 申請者の活動拠点が本市内に所在するか。 | 5点 | | a：所在する e：所在しない |
| 計 | | 100点 | | |

※評価 a は配点×1.0点、b は配点×0.75点、c は配点×0.5点、d は配点×0.25点、e は0点とし、小数点以下は各委員の計で切り捨てる。

【参考：本市の目指す美園地区等でのまちづくりの方向性】

| 《美園地区》 | |
|-----------------------|---|
| <p>地区の現状・特性・地域資源等</p> | <p>大規模な土地区画整理事業*による新市街地形成が進められており、子育て世代を中心に人口が増加しています。</p> <p>東京メトロ南北線・東武日黒線に直結する埼玉高速鉄道線の浦和美園駅や、東北自動車道の浦和ICを介しての、広域交通利便性が高くなっています。</p> <p>また、アジア最大級のサッカー専用スタジアム「埼玉スタジアム2002」という地域資源や、地区内を流れる緩瀬川や近接する尻沼田圃といった自然資源があり、スポーツ・健康・環境・エネルギーをテーマとした拠点づくりが進んでいます。</p> <p>さらに、「スマートシティさいたまモデル」の構築に向けた先導事業など、「アーバンデザインセンターみその（UDCM1）」を拠点とした「公民+堂」連携によるまちづくりが進められています。</p>  <p>▶埼玉スタジアム2002</p> |
| <p>目指す方向性</p> | <p>「埼玉スタジアム2002」などの地域資源を生かしながら、「スポーツ・健康・環境・エネルギーを軸に先端的なライフスタイル*を創造する副都心地区」の形成を目標とします。</p> |

※さいたま市総合振興計画基本計画（令和7年度改定版）より抜粋

【参考：美園地区での社会課題】

| 今後力を入れてほしい施策 | | n | |
|-----------------------------|------|-------|----|
| 施策・事業 | 回答者数 | 割合 | 38 |
| 9 魅力ある学校教育の推進 | 16 | 42.1% | |
| 17 子育て支援の充実 | 16 | 42.1% | |
| 23 身近な公共交通／生活道路・自転車利用環境の整備 | 13 | 34.2% | |
| 11 交通事故防止／防犯対策の推進 | 12 | 31.6% | |
| 14 高齢者福祉の充実 | 12 | 31.6% | |
| 5 ごみの適正な処理／3R（減量・再使用・再生）の推進 | 11 | 28.9% | |
| 6 良好な生活環境と自然環境の保全・創造 | 11 | 28.9% | |
| 22 緑化の推進・公園整備／良好な住環境の形成 | 11 | 28.9% | |
| 24 安全・安定的な水の供給／下水道の整備 | 10 | 26.3% | |
| 25 防災・治水対策 | 10 | 26.3% | |
| 20 都心・副都心の都市基盤整備 | 9 | 23.7% | |
| 21 広域交通網の整備 | 9 | 23.7% | |
| 26 消防・救急体制の強化 | 9 | 23.7% | |
| 16 地域医療体制・感染症対策の充実 | 8 | 21.1% | |
| 18 青少年の健全育成 | 7 | 18.4% | |
| 4 地球温暖化対策の推進 | 5 | 13.2% | |
| 8 スポーツの振興／スポーツ環境の充実 | 5 | 13.2% | |
| 2 人権尊重社会の実現／男女共同参画社会の実現 | 4 | 10.5% | |
| 3 国際交流・多文化共生社会の推進／恒久平和への貢献 | 4 | 10.5% | |
| 7 スポーツなどを通じた健康づくりの推進 | 4 | 10.5% | |
| 10 生涯学習の振興／学習環境の充実 | 4 | 10.5% | |
| 29 都市農業の振興 | 4 | 10.5% | |
| 1 地域住民等の交流や自主的活動の促進 | 3 | 7.9% | |

令和7年度市民意識調査より 抜粋住まいの地域に対する今後どのような発展の方向性を期待するかについて、最も利用する駅を「浦和美園駅」とした中の回答より抜粋

9 市からの支援

市は、補助金交付のほか、必要に応じて、以下の支援について検討します。

- (1) 市ホームページ等による補助事業の広報協力
- (2) 実証モニター募集への協力
- (3) 本市関連部署へのヒアリング
- (4) 市の関連イベント等への参加調整
- (5) 地域内事業者や団体等とのマッチング支援
- (6) 実証後の実装についての支援（さいたま市みんなのアプリへの搭載等）

※支援の可否は、協力依頼の内容等によるものであり、必ずしもご希望に沿えない場合がございます。詳細は交付決定後の協議によるものとします。

10 質問

本件補助金について質問があるときは、別添の「質問書」を、前記の2交付申請窓口あて電子メールで送信してください。

受け付けた質問に対する回答は、令和8年5月29日(金)までに随時、以下の市ホームページに掲載します。

質問受付期間：令和8年5月1日(金)～令和8年5月22日(金)

市 HP：<https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/015/099/008/p129852.html>

11 事業スケジュール

| 時期・期間 | 内容 |
|-----------------------|-----------------|
| 令和8年4月23日(木) | 本募集要項公開 |
| 令和8年4月23日(木)～5月22日(金) | 質問受付期間 |
| 令和8年6月15日(月)～6月25日(木) | 補助金交付申請期間 |
| 令和8年7月8日(水) | プレゼンテーション審査(予定) |
| 令和8年7月中旬 | 補助金交付決定(予定) |
| 交付決定日～令和9年2月28日(日) | 補助事業実施期間(予定) |
| 令和9年3月10日(水) | 実績報告書提出期限 |

【留意事項】

※実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から15日以内又は令和9年3月10日のいずれか早い方とします。

実績報告書に基づいて事業内容等の確認を行い、交付すべき補助金の額を確定します。

※上記のほか、毎月10日までに、前月までの補助事業の実施状況等を報告していただきます。

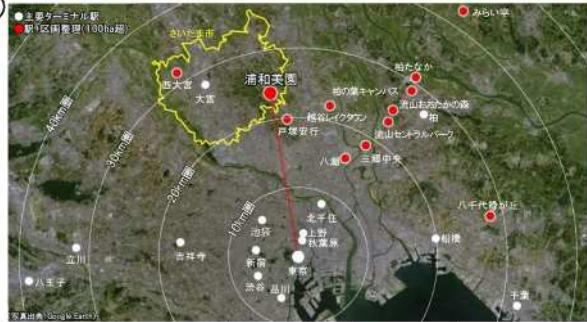
1.2 その他

- (1) 交付申請書の提出をもって、本募集要項、スマートシティさいたまモデル推進事業費補助金交付要綱（令和8年4月1日制定）、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）等の関係規定の内容等を、申請者が確認し、承諾したものとみなします。
- (2) 補助金交付申請に係る費用は、申請者の負担とします。
- (3) 交付申請書の記載内容について、著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、選考過程及び審査結果の公表等、必要な範囲で申請書の記載内容を無償で 사용할ことができるものとします。なお、審査結果の如何に関わらず、提出された交付申請書及びその付属書類は返却しません。
- (4) 提出された交付申請書及び採択後の完了報告書等の提出書類は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年さいたま市条例第42号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、公開しないことができる情報を除いて、原則として公開します。
- (5) 補助金は、補助事業完了後に完了報告書の提出を受け、補助金額が確定した後に交付します。そのため、交付申請した事業内容が達成されていないと認められるときは、交付額の減額や、補助金を交付できない場合があります。
- (6) 補助事業の実施を通じて獲得したノウハウやデータ等について、補助事業者の営業上の利益を侵害しない範囲で、本市との共有・報告等をお願いする場合があります。詳細は、採択後の協議によることとします。

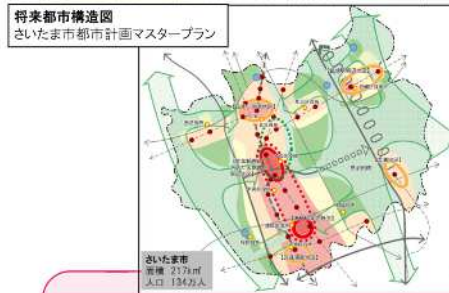
美園地区の概要

美園地区(埼玉高速鉄道線「浦和美園駅」周辺)

- さいたま市の南東部、東京都心から25km圏内に位置する、埼玉高速鉄道線「浦和美園駅」を中心とした、市の副都心として位置づけられているエリア。
- 同駅や2002FIFAワールドカップに向け開場した埼玉スタジアム2002を囲みながら、総面積約320ha計画人口約32,000人の土地区画整理事業(愛称:みそのウイングシティ)を核とした新たな都市拠点づくりが進行中。
- さいたま市総合振興計画において、4つの「副都心」の1つに位置付けられている。



土地区画整理事業の概要(さいたま市HP)

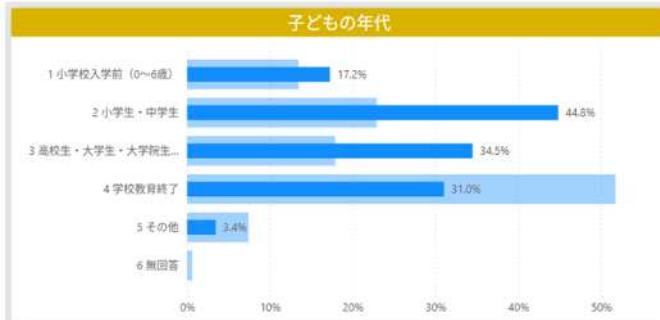
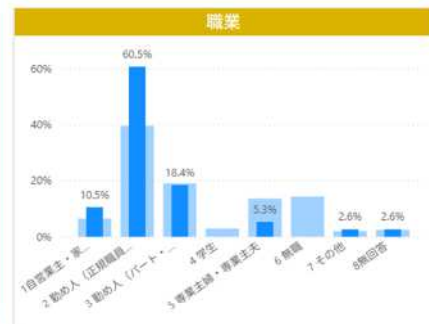


副都心「美園地区」の目指す方向性

「埼玉スタジアム2002」などの地域資源を生かしながら、「スポーツ、健康、環境・エネルギー」を軸に先端的なライフスタイルを創造する副都心地区の形成を目指す。

美園地区の特色

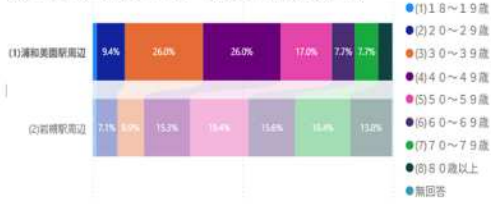
- さいたま市の南東部に位置する、埼玉高速鉄道線「浦和美園駅」を中心とした、市の副都心として位置づけられているエリア。
- 住民は30代~40代が半数を占め、住民のなかでも正社員として働く方が約60%超、市外地域へ通勤する住民が約55%。
- 小・中学生が市平均と比較して22%も多く、子育て世代が多く住んでいることが窺える。
- 美園地区に住んで5~10年未満と回答した住民が30.5%と最も多く、市内でも比較的若いまちとなっている。
- 市内平均と比べて自家用車を利用する家庭が多い。
- 市からの情報等は紙媒体よりもインターネットやSNSを通して収集している方が多い。



令和7年度さいたま市民意識調査
最もよく利用する駅「浦和美園駅」で抽出

美園地区の特色

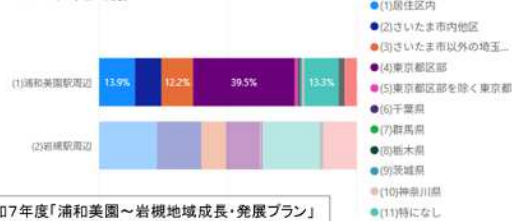
あなたの年齢について教えてください。



あなたは、現在の「地域」にお住まいになって何年になりますか。

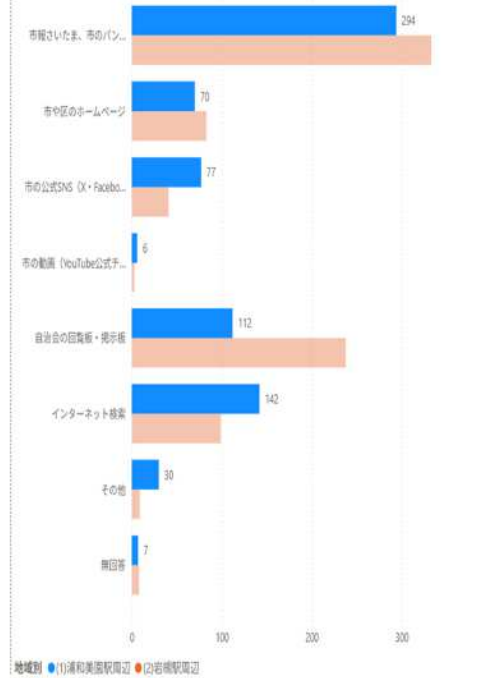


あなたの勤務地・通学先はどこですか。



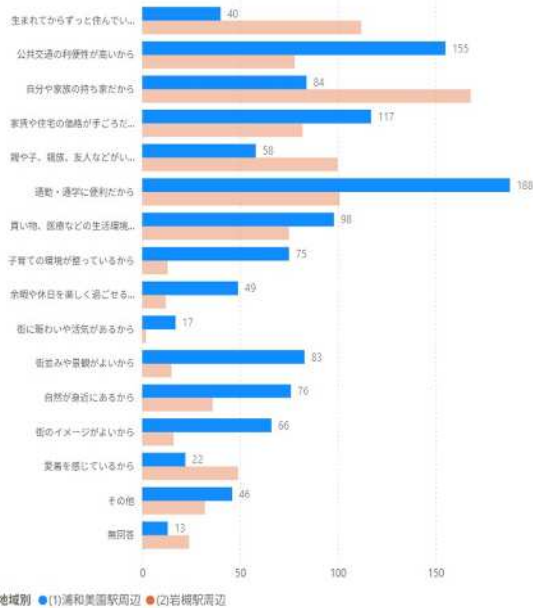
令和7年度「浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン」住民意識アンケート調査 より

あなたは普段、お住まいの地域の情報を入手する手段として、どの媒体を利用していますか(複数選択可)。

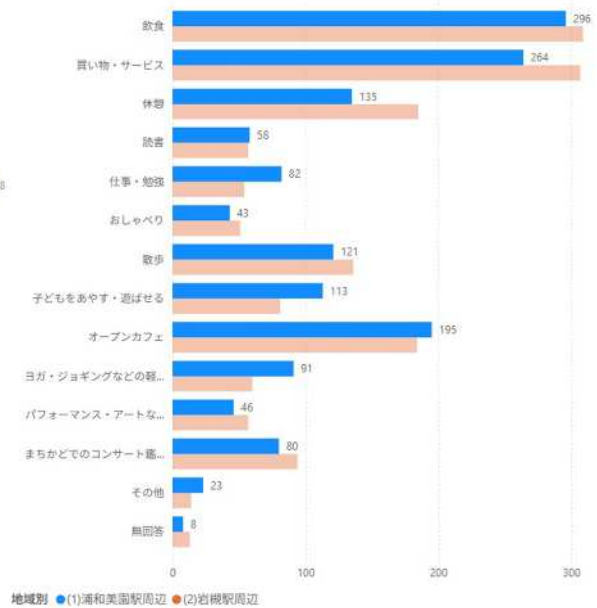


美園地区の特色

あなたが、現在お住まいの地域を居住先として選んだ理由は何か。(複数選択可)



あなたが、現在お住まいの地域の駅前の空間で、日常的に出来たらいいと思うことについてご回答ください。(複数選択可)



令和7年度「浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン」住民意識アンケート調査 より